		パッドとドラム及びディスクとの接触状況（同心軸上に回転するパッドによるものを除く。）	目視及び聴診により確認する。	走行中にパッドとドラム又はディスクが接触していること。
		ブレーキ制動時のプランジャーの状況	かごを保持している状態において目視又は触診により確認する。	プランジャーが他の機器等と干渉していること又はプランジャーの余裕ストロークがないこと。
		ブレーキコイルの発熱の状況	触診により確認する。	ブレーキコイルに異常な発熱があること。
		構成機器の作動の状況	作動の状況を確認する。	作動時に異常音若しくは異常な振動があること又は作動が円滑でないこと。
		摩耗粉の状況（電気制動式のものに限る。）	ブレーキ周囲の摩耗粉を目視により確認する。	パッドの摩耗粉があること。
		作動時の状況（電気制動式のものに限る。）	ブレーキ制動時の状態を目視及び聴診により確認する。	電気制動により停止速度に達する前にパッドとドラムがしゅう動していること。
(十五)	そらせ車	外観の状況	目視により確認する。	欠損又はき裂があること。
		取付けの状況	テストハンマーによる打検又は緩み確認マークの位置等の点検（以下「テストハンマーによる打検等」という。）により確認する。	ナットに緩みがあること。
		音の状況	聴診により確認する。	異常音があること。
(十六)	電動機	音の状況	聴診により確認する。	異常音があること。
		発熱の状況	触診により確認する。	異常な発熱があること。
		振動の状況	触診及び聴診により確認する。	異常な振動があること。
		整流子の状況	無負荷運転し、目視により火花を確認する。	著しい火花があること。
		ブラシの摩耗の状況	目視により残存長さを確認し又は測定する。	ピグテールの金具から五ミリメートル以内であること。

	(十七)	電動発電機	音の状況	聴診により確認する。	異常音があること。
			発熱の状況	触診により確認する。	異常な発熱があること。
			振動の状況	触診及び聴診により確認する。	異常な振動があること。
			整流子の状況	無負荷運転し、目視により火花を確認する。	著しい火花があること。
			ブラシの摩耗の状況	目視により残存長さを確認し又は測定する。	ピグテールの金具から五ミリメートル以内であること。
	(十八)	駆動装置等の耐震対策	転倒及び移動を防止するための措置の状況	駆動装置及び制御器の取付けの状況を目視又は触診により確認する。	令第百二十九条の八第一項の規定に適合しないこと。
			ロープガード等の状況	目視及び触診により確認し又は測定する。	令第百二十九条の四第三項第四号の規定に適合しないこと。
	(十九)	速度	かごの上昇時及び下降時の速度の状況	無負荷運転時のかご速度を瞬間式回転速度計又は電子式回転速度表示装置（以下単に「瞬間式回転速度計」という。）により測定する。	定格速度の百二十五パーセントを超えていること。
二 共通	(一)	かご側調速機	滑車の状況	目視により確認する。	欠損又はき裂があること。
			取付けの状況	目視及び触診により確認する。	取付けが堅固でないこと。
			支点部の状況	目視及び触診により確認する。	イ　可動部の動きが円滑でないこと。 ロ　給油が不十分であること。
			過速スイッチの作動の状況	作動の状況を確認する。	過速スイッチを作動したときに安全回路が遮断されないこと又は安全回路の遮断を保持できないこと。
			過速スイッチの作動速度の状況	瞬間式回転速度計により作動速度を測定する。	平成十二年建設省告示第千四百二十三号（以下「制動装置告示」という。）第二第二号の規定に適合しないこと。
			キャッチの作動速度の状況	瞬間式回転速度計により作動速度を測定する。	制動装置告示第二第四号の規定に適合しないこと。